毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次

ページ

規　　則

○北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……（税務課）　47

告　　示

○特定調達契約に係る入札の公告……（道立病院管理局）　47
○平成18年度砂利採取業務主任者試験の実施……（資源エネルギー課）　48
○土地改良区の定款の変更の認可……（農業支援課）　49
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……（農業支援課）　49
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　49
○知事権限に係る保安林の指定……（治山課）　49
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　49
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）　50
○建設業者に対する監督処分……（建設情報課）　51
○道路の供用の開始……（道路課）　51
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路課）　51
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……（都市環境課）　52
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正
……（出納局総務課）　52

支庁告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　52

道監査委員公表

○監査公表第８号……　52

規　　則

北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第120号

北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道税条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第62号）附則第１項第３号に掲げる規定の施行期日は、平成18年10月１日とする。

告　　示

北海道告示第779号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　入札に付する事項

(1)　調達をする特定役務の名称及び数量
　小児総合医療・療育センター（仮称）病院内情報システム　一式

(2)　調達をする特定役務の仕様等　　入札説明書による。

(3)　履　行　期　日　　平成19年３月30日

(4)　履　行　場　所　　札幌市手稲区金山１条１丁目240番６
　北海道小児総合医療・療育センター（仮称）

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成17年北海道告示第９号又は平成18年北海道告示第23号に規定する情報システムの開発の委託契約に関する競争入札参加資格者名簿に登録されている者。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　「病院内情報システム（ＨＩＳ）要求仕様書」に対する応札内容について、指定する回答書にて提出できること。

(4)　当該調達役務に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5)　電子カルテシステム又はオーダリングシステム（以下「病院情報システム」という。）について、200床以上の病院において、10病院以上（内１カ所以上は小児専門病院または、小児のＩＣＵ、ＮＩＣＵ等の緊急病室を有する病院）の導入稼働実績があること。

(6)　病院情報システムの動作状況等を確認するため、入札説明書にて指定する日時及び場所においてプレゼンテーションを実施できるもの。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成18年９月22日から10月31日まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

5　入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁赤れんが２階　２号会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課）

(2) 入札日時　平成18年11月８日　午後３時30分（送付による場合は、平成18年11月７日　午後３時までに必着）

(3) 開札場所　(1)に同じ。

(4) 開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の(2)及び(3)による。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所　北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。

なお、北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm）においてダウンロードすることができる。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、入札金額が北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　その他

平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称　北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

(2) 所在地　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－204－5080

10　Summary

A. Natuer and quantity of the services to be procured : Hospital Information System 1 Set

B. Bid tending date and time : 3 : 30 P. M., November 8, 2006

C. Contact : Health and Disease Prevention Division, Bureau of Welfare, Department of Health welfare, Hokkaido Government. Nishi 6-chome Kita 3-jo, Chuoku, Sapporo, 060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5080

北海道告示第780号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第１項の規定により、平成18年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　試験期日及び試験時間　平成18年11月10日（金）午前10時から正午まで

2　試験地及び試験場所

(1) 試験地　札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市

(2) 試験場所　受験票により受験者に通知する。

3　試験科目

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4　受験願書提出先　受験希望地に所在する支庁の産業振興部商工労働観光課に提出すること。

5　受付期間及び受付時間　平成18年10月２日（月）から20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

定する休日を除く。）の午前８時45分から午後５時15分まで。
なお、郵送等の場合は、平成18年10月20日（金）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

６　提　出　書　類

(1)　受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第９によること。）

(2)　写真（手札型（縦５㎝、横４㎝）とし、受験願書提出前６月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。）

７　受　験　手　数　料　　受験手数料（8,000円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれをはり付けること。

８　そ　の　他　　受験に関して不明な点があるときは、最寄りの支庁産業振興部商工労働観光課、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道経済部産業立地推進局資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第781号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成18．9．8	空知土地改良区
同　18．9.11	永山土地改良区

北海道告示第782号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第１項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
沙流土地改良区	貫気別第２頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	トエナイ頭首工	同
同	松澤頭首工	同
同	旭第１頭首工	同
同	武田頭首工	同

北海道告示第783号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　　礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ555の１（次の図に示す部分に限る。）

２　指　定　の　目　的　　土砂の崩壊の防備

３　指　定　施　業　要　件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第784号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林の所在場所　　函館市木直町97の１・110の２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

２　指　定　の　目　的　　土砂の流出の防備

３　指　定　施　業　要　件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第785号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林予定森林の所在場所　函館市木直町598（国有林）
(2)　指定の目的　土砂の流出の防備
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
2(1)　保安林予定森林の所在場所　虻田郡京極町字松川468の３地先（次の図に示す部分に限る。）、468の３、468の５
(2)　指定の目的　水源のかん養
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに函館市役所及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第786号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　解除予定保安林の所在場所
河西郡更別村字更別502の１・503の１・504の１・504の３・507の１・507の２・508の１・514の１・515の１（以上９筆について次の図に示す部分に限る。）、507の３、515の３
(2)　保安林として指定された目的　風害の防備
(3)　解除の理由　用排水路用地とするため
2(1)　解除予定保安林の所在場所　野付郡別海町西春別112の10・112の11・112の18（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　風害の防備
(3)　解除の理由　農道用地とするため
3(1)　解除予定保安林の所在場所　野付郡別海町西春別112の10・112の11・112の18（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　魚つき
(3)　解除の理由　農道用地とするため
4(1)　解除予定保安林の所在場所　目梨郡羅臼町海岸町11の８（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(3)　解除の理由　道路用地とするため
5(1)　解除予定保安林の所在場所　目梨郡羅臼町海岸町11の８（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　魚つき
(3)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第787号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　天塩郡豊富町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
豊富町（次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　　枝幸郡浜頓別町・天塩郡豊富町（以上２町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　　風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 次の森林については、主伐は択伐による。

豊富町（次の図に示す部分に限る。）

(ｲ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第788号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の２第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　処分をした年月日　　平成18年９月11日

2　処分を受けた者

(1) 商号及び代表者の氏名　　有限会社ワールド（現在の商業登記上の商号「有限会社北海道賃貸ハウス」）

飯島　隆志

(2) 主たる営業所の所在地　　登別市新生町５丁目５番13号

(3) 建設業の許可の番号　　般－16胆第4346号

3　処分の内容　　許可の取消し

4　処分の原因となった事実

同社の所在が確知できないため、平成18年８月11日付け北海道告示第685号でその旨を公告したが、公告の日から30日を経過しても申出がなく、このことが同法第29条の２第１項に該当する。

5　教　　示

この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異議申立てをすることができる。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前段による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。

ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

北海道告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名		供用開始の区間	供用開始の期日
道道	大沼公園鹿部線	茅部郡森町字赤井川71番１地先（一般国道５号交点）から茅部郡森町字赤井川72番４地先まで	平成18．9.30

北海道告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　　道道

2　道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
江部乙赤平線 北海道札幌土木現業所	滝川市東滝川772番１地先から 滝川市東滝川867番地先まで	前	21.00ｍから38.05ｍまで	290.00ｍ	－－
		後	21.00ｍから39.08ｍまで	290.00ｍ	－－

天神南小樽停車場線 北海道小樽土木現業所	小樽市天神１丁目531番２地先から 小樽市天神１丁目516番２地先まで	前	14.50mから 30.00mまで	100.00m	−−
		後	14.50mから 30.00mまで	100.00m	−−

北海道告示第791号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　施行者の名称　札幌市
2　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業（8･4･35号仮称札幌駅前通公共地下歩道）
3　事業施行期間　平成17年４月19日から平成23年３月31日まで
4　事業地
収用の部分　平成17年北海道告示第325号の事業地のうち北３条西３丁目地内において事業地を変更する。

北海道告示第792号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成18年10月１日から施行する。

平成18年９月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

2　売りさばき人の項北見枝幸農業協同組合の事項を削る。

支　庁　告　示

北海道釧路支庁告示第７号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年９月22日

北海道釧路支庁長　伊　藤　芳　和

1　落札に係る物品等の名称及び数量
(1)　凍結防止剤散布車（湿式2.5m³級、路面整正装置付）　１台
（凍結防止剤散布機　１台と交換）
(2)　除雪トラック（10ｔ級、６×６、S・G・１W付）　１台
（除雪グレーダ　１台と交換）
2　落札を決定した日
平成18年８月３日
3　落札者の氏名及び住所
(1)ア　氏　名　株式会社日本除雪機製作所
イ　住　所　札幌市手稲区稲穂３条６丁目４番38号
(2)ア　氏　名　三菱ふそうトラック・バス株式会社
イ　住　所　札幌市白石区中央２条１丁目１番93号
4　落札金額
(1)　27,982,500円
(2)　27,834,030円
5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6　一般競争入札の公告
平成18年７月７日付け北海道釧路支庁告示第６号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
(2)　所在地　釧路市双葉町６番10号

道　監　査　委　員　公　表

監査公表第８号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第２項の規定により実施した平成17年度に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成18年９月22日

北海道監査委員　高　橋　由紀雄
北海道監査委員　加　藤　唯　勝
北海道監査委員　宮　間　利　一
北海道監査委員　見　野　　全

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,770円）
発行　北海道
編集　総務部人事局法制文書課
印刷　富士プリント株式会社